



## 平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本町の健全化判断比率及び資金不足比率について公表するものです。

地方公共団体は、健全化判断比率の数値により、「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの仕組みに従って財政健全化を図ることになります。

この法律では、地方公共団体が財政破綻にいたる前の、健全性が損なわれつつある段階から早期の財政健全化を図ること、国の指導監督ではなく、地方公共団体の議会、監査、住民自らが財政状況をチェックすること、以上2点の特色があります。

### ○健全化判断比率（平成20年度 普通会計決算）（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
わが町の比率 【参考 19年度比率】	— 【 — 】	— 【 — 】	20.5 【21.3】	219.5 【234.7】
(早期健全化基準)	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.0)	(40.0)	(35.0)	( — )

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

### ○資金不足比率（平成20年度 決算）（単位：%）

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準	【参考19年度比率】
水道事業会計	—	20.0	—
下水道事業特別会計	—	20.0	—
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	—

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

#### ○実質赤字比率・・・・

普通会計歳入歳出差引額（次年度繰越額除く）の標準財政規模（町税や地方交付税などを合わせた額）に対する比率。黒字の場合は「—」。

#### ○連結実質赤字比率・・・・

普通会計と公営事業会計（国保会計や水道会計など）の歳入歳出差引額の標準財政規模に対する比率。黒字の場合は「—」。

#### ○実質公債費比率・・・・

普通会計の公債費（返済）と公営事業会計・一部事務組合への公債費にあたる負担金を合わせた額の標準財政規模に対する比率。

#### ○将来負担比率・・・・

出資法人（第三セクター等）を含めた普通会計の実質的な負債の標準財政規模に対する比率。